

## 第一種動物取扱業者における爬虫類の取扱状況

ウェブサイト上で公表されている 25 都道府県、10 政令市及び 4 中核市の第一種動物取扱業登録簿にリスト化されている頭数を集計したところ、取扱われている主な動物の種類（500 頭以上）は下記のとおり。

なお同一事業者が複数業種で登録したことにより、同一個体のダブルカウントが多数あると考えられる。

また複数の動物の合計数のみ登録簿に記載されている場合は、各動物種の集計から除外した。

また販売業で登録されているものの、登録簿に記載された頭数のほぼ全てが実態としては食用であり、愛玩用の販売がごくわずかであると確認できた場合は、集計から除外した。

そのため下記個体数は実際の個体数とは一致していないが、より多く飼養管理されている動物の種類を示すものである。

<爬虫類全体 約 40 万頭>

(1) カメ類：42%程度

(水棲カメ類)

|                           |
|---------------------------|
| ヌマガメ科                     |
| ゼニガメ（イシガメ科のクサガメ又はニホンイシガメ） |
| イシガメ科                     |
| 「水棲カメ類」として登録              |
| スッポン科                     |
| ミドリガメ（ヌマガメ科のアカミミガメ）       |
| スッポンモドキ（スッポンモドキ科の種）       |
| ドロガメ科                     |
| クサガメ（イシガメ科の 1 種）          |
| ニホンイシガメ（イシガメ科の 1 種）       |
| ヘビクビカメ科                   |
| ウミガメ上科                    |
| ヨコクビカメ科                   |
| セオレガメ科                    |

## (陸生カメ類)

|                               |
|-------------------------------|
| リクガメ科                         |
| ロシアリクガメ (リクガメ科のヨツユビリクガメ)      |
| ホシガメ (リクガメ科のインドホシガメ又はビルマホシガメ) |

## (2) トカゲ類：29%程度

## (ヤモリ類)

|                                  |
|----------------------------------|
| 「ヤモリ類」として登録                      |
| ヒョウモントカゲモドキ (トカゲモドキ科の1種)         |
| ニシアフリカトカゲモドキ (ヤモリ科の1種)           |
| トカゲモドキ科                          |
| マツカサヤモリ (ヤモリ科の1種)                |
| クレストッドゲッコー (イシヤモリ科の1種)           |
| ソメワケササクレヤモリ (ヤモリ科の1種)            |
| アンダーウッドィサウルス (カワリオヤモリ科のナキツギオヤモリ) |

## (その他トカゲ類)

|                     |
|---------------------|
| フトアゴヒゲトカゲ (アガマ科の1種) |
| イグアナ科               |
| カメレオン科              |
| アガマ科                |

## (3) ヘビ類：13%程度

|                        |
|------------------------|
| ボールパイソン (ニシキヘビ科の1種)    |
| コーンスネーク (ナミヘビ科の1種)     |
| ナミヘビ科                  |
| ニシキヘビ科                 |
| セイブシシバナヘビ (マイマイヘビ科の1種) |
| クサリヘビ科                 |
| コブラ科                   |
| ヒメハブ (クサリヘビ科の1種)       |
| ボア科                    |
| ミズヘビ科                  |

## (4) ワニ類：0.1%程度 (500頭未満)

## (5) その他爬虫類：15%程度

<爬虫類の取扱業種>

販売、保管、展示、貸出し、訓練、譲受飼養